（前のページより続き）

〔規　則〕

○電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則の一部を改正する規則（**会計検査院**二）　二五

○人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則（**人事院**一六―〇―六〇）　二六

○人事院規則一六―二（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）の一部を改正する人事院規則（**同**一六―二―一四）　二七

○人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）の一部を改正する人事院規則（**同**一八―〇―六）　二七

○公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則（**公正取引委**一）

〔告　示〕

○租税特別措置法施行規則第二十条第七項第一号又は第二十二条の二十三第七項第一号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた件（**国家公安委・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛**一）　三七

○租税特別措置法施行規則第五条の六第七項第一号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた件（**同**二）　三六

○租税特別措置法施行規則第二十条第七項第一号又は第二十二条の二十三第七項第一号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた件（**同**三）　三〇

○租税特別措置法施行規則第五条の六第七項第二号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた件（**同**四）　三一

○中小企業等協同組合法施行規程の一部を改正する告示（**金融庁・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　三三

○平成二十四年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要を公表する件（**総務**一一五）　一五五

○地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解を定める件の一部を改正する告示（**同**一一六）　一五五

○平成二十五年発生災害に係る小災害債の対象となる地方公共団体について指定する件（**同**一一七）　一五九

○地方独立行政法人が出資等に係る不要財産を譲渡したときに出資等団体に納付すべき金額を算定する基準等を定める告示（**同**一一八）　一六〇

○日本赤十字社が募集する寄附金を寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金として承認する件（**同**一一九）　一六一

○地方公務員等共済組合法附則第十四条の四第一項の規定により総務大臣が定める基準を定める件（**同**一三〇）

○地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件の一部を改正する件（**同**一三一）　一六二

○地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の四第二項の規定により総務大臣が定める率を定める件（**同**一三二）

○地方公務員等共済組合法第百十二条第三項に規定する地方公務員共済組合が行う健康の保持増進のために必要な事業に関する指針の一部を改正する件（**同**一三三）

○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（**同**一三四）

○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方団体関係団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（**同**一三五）　一六三

○地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件（**同**一三六）

○地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する地方団体関係団体の職員に係る費用に関する件の一部を改正する件（**同**一三七）

○地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の総務大臣の定める額を定める件の一部を改正する件（**同**一三八）

○外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（**同**一三九）　一六三

○地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（**同**一四〇）

○地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件の一部を改正する件（**同**一四一）

○地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（**同**一四二）

○租税特別措置法施行令の一部を改正する政令及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い告示を廃止する件（**総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　一六四

○地方独立行政法人の設立、定款の変更及び解散の認可の基準の一部を改正する告示（**総務・文部科学**一）

○半島振興対策実施地域及び離島振興対策実施地域等における産業の振興に資する計画の基準を関係大臣が定める件の一部を改正する件（**総務・農林水産・国土交通**三）